

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会
評議員資格審査委員会運営規程

(目的)

第1条 本委員会は、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会における評議員の選任及び退任の審査を担当する。

(業務)

第2条 各支部長を介して推薦された評議員候補者の適格性を審査し理事長に報告する。

2 細則1に準じ、評議員資格を逸した場合の退任を検討し理事長に報告する。

(構成)

第3条 委員会は、委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

2 委員長は、副理事長が担当する。

3 委員は、総務理事、編集情報理事、教育・研修理事、庶務理事が担当する。

4 委員の任期は、原則2年間とし、再任を妨げないものとする。

(審議)

第3条 審議は、細則1（「評議員資格に関する申し合わせ」を含む）に準じて行い、原則として、総会及び秋季シンポジウムにあわせて開催される委員会で行う。

2 時間的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。

3 委員会は委員長が招集し議長となる。

4 委員会は、委員長、委員の合計の過半数の参加によって成立する。

5 候補者の選考に関する採決を行うことができる。

6 委員長は候補者の選考理由を含む議事録を作成し、委員の承認を得た上で事務局に提出する。

7 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

(改定)

第5条 本委員会運営規程は理事運営委員会の承認を得て改定することができる。

(附則)

第6条 本委員会運営規程は平成27年10月23日から施行する。